（取立未済手形）

第四十条　第二十二条から前条までの規定にかかわらず、取立未済手形のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）

第四十一条　第二十二条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

2　前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十六号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であって国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

3　前二項に規定する保証については、第百条及び第百五条の規定は適用しないものとする。

（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー）

第四十二条　第二十二条から前条までの規定にかかわらず、株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

2　前項に規定する保証については、第百条及び第百五条の規定は適用しないものとする。

（出資等のエクスポージャー）

第四十三条　第二十二条から前条までの規定にかかわらず、銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第四項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

（第二十一条から前条までの規定に該当しないエクスポージャー）

第四十四条　第二十一条から前条までの規定に該当しないエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

第三節　オフ・バランス取引

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第四十五条　標準的手法採用最終指定親会社が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

オフ・バランス取引の種類	掛目（パーセント）	備考
一　任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント（第五号に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント	零	
二　原契約期間（契約当初における契約期限までの期間をいう。以下同じ。）が一年以下のコミットメント（前号に規定するコミットメントを除く。）	二十	
三　短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務	五十	短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務とは、船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるものをいい、発行銀行及び確認銀行に適用する。
四　特定の取引に係る偶発債務（前号に該当するものを除く。）	百	特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証（保証には当該保証を行うために行うスタンドバイ信用状の発行を含む。）、入札保証、品質保証等をいう。
五　NIF（Note Issuance Facilities）又はRUF（Revolving Underwriting Facilities）		NIF又はRUFとは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合、標準的手法採用最終指定親会社が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。
六　原契約期間が一年超であるコミットメント（第一号に規定するコミットメントを除く。）		
七　信用供与に直接的に代替する偶発債務		信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補填信託契約等をいう。
八　有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	百	

（注1）　将来においてオフ・バランス取引を実行する約束を行っている場合であって、適用可能な複数の掛目があるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用するものとする。

（注2）　標準的手法採用最終指定親会社が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において、当該顧客に対して第三者の債務の履行を保証する場合、当該取引は当該標準的手法採用最終指定親会社が行ったものとみなし、第七号又は第八号に従って取り扱うものとする。

2　標準的手法採用最終指定親会社が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

オフ・バランス取引の種類	掛目（パーセント）	備考
一　買戻条件付又は求償権付の資産売却（当該資産の貸借対照表への計上が継続される場合を除く。）	百	買戻条件付の資産売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、一定期間後又は一定の条件が発生した場合には売却した資産を買い戻すという特約の付されたものをいう。以下同じ。 求償権付の資産売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき、売却を行った標準的手法採用最終指定親会社が損失の全部又は一部を負担することとなるもの（証券化エクスポージャー及びレポ形式の取引に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。